

行政の焦点

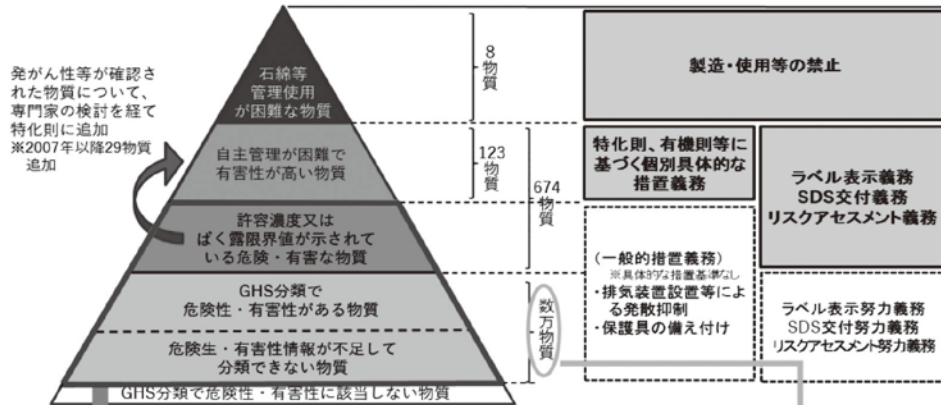
新たな化学物質規制が導入されます

これまで以上に事業者の**主体的な取組**が求められます

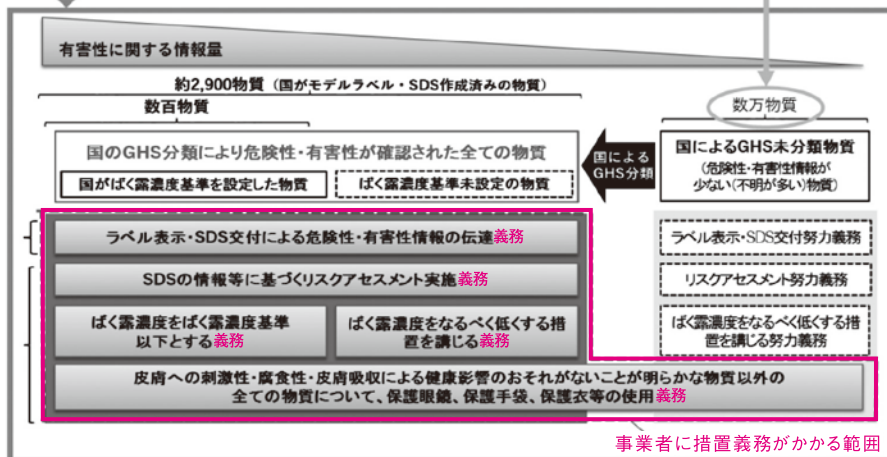
♣ ♣ 改正のポイント ♣ ♣

- ①ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します
 - ▶ 674物質から約2900物質に
- ②リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます
 - ▶ 労働者がばく露される程度を最小限度とすること、濃度基準の遵守の義務付け
 - ▶ ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択
 - ▶ リスクアセスメント結果等記録の作成・保存、労働者の意見聴取の義務付け
- ③皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます
- ④SDS等による情報伝達が強化されます
 - ▶ SDS記載項目の追加、定期確認・更新が必要に
 - ▶ 化学物質を事業場内で、別容器で保管する際も情報伝達が必要に
- ⑤自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます
 - ▶ 化学物質管理者等の選任義務化
 - ▶ 衛生委員会の付議事項の追加
 - ▶ 雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要に

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



- ❖ 化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。
- ❖ SDSの通知手段は、ホームページのアドレスや二次元コード等も認められるようになりました。（令和4年5月31日施行済）

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質防災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
がん原性物質の作業記録の保存		●		
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日～2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>